

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する
告示

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年さいたま市告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表2 [略] 1 [略] (1)～(3) [略] 注1・注2 [略] 注3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「単位数表」という。）1訪問介護費注1.1に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防訪問介護サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。 注4 単位数表1訪問介護費注1.2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の介護予防訪問介護サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。 注5 介護予防訪問介護サービス事業所の訪問	別表2 [略] 1 [略] (1)～(3) [略] 注1・注2 [略] 注3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「単位数表」という。）1訪問介護費注1.2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防訪問介護サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。 注4 単位数表1訪問介護費注1.3に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の介護予防訪問介護サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。 注5 介護予防訪問介護サービス事業所の訪問

介護員等が、単位数表1訪問介護費注1.3に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（介護予防訪問介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注6・注7 [略]

(4)・(5) [略]

(6) [略]

注 単位数表1訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(7) [略]

注1 単位数表1訪問介護費チ介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場

介護員等が、単位数表1訪問介護費注1.4に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（介護予防訪問介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注6・注7 [略]

(4)・(5) [略]

(6) [略]

注 単位数表1訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(7) [略]

注1 単位数表1訪問介護費ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場

合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア・イ [略]

注2 [略]

(8) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 単位数表1 訪問介護費リ介護職員等ベースアップ等支援加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

2 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

注 単位数表1 訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の55に相当する単位数

合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア・イ [略]

注2 [略]

(8) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 単位数表1 訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

2 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

注 単位数表1 訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより

(4) [略]

注1 単位数表1訪問介護費^チ介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア・イ [略]

注2 [略]

(5) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 単位数表1訪問介護費リ介護職員等ベースアップ等支援加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の100分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

3 [略]

(1) [略]

注1 [略]

注2 介護予防通所介護サービス事業所の介護予防通所介護サービス介護従業者（さいた市介護予防通所サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス従業者をいう。）が、単位数6通所介護費注7に規定する別に厚生労働大臣が定める地域で規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（介護予防通所介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注3～注5 [略]

(2) [略]

(3) [略]

注 次に掲げるいずれの基準にも適合している

算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) [略]

注1 単位数表1訪問介護費^ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア・イ [略]

注2 [略]

3 [略]

(1) [略]

注1 [略]

注2 介護予防通所介護サービス事業所の介護予防通所介護サービス介護従業者（さいた市介護予防通所サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス従業者をいう。）が、単位数6通所介護費注6に規定する別に厚生労働大臣が定める地域で規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（介護予防通所介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注3～注5 [略]

(2) [略]

(3) [略]

注 次に掲げるいずれの基準にも適合している

ものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資するものと認められるもの

(以下この注及び(7)において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア～オ [略]

(4) [略]

(5) [略]

注 [略]

ア [略]

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注及び(12)において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ～オ [略]

(6)・(7) [略]

(8) [略]

注 予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費~~チ~~事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、評価対象期間(予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費~~チ~~事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期間を準用した期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(9)～(11) [略]

(12) [略]

注 [略]

ア～ウ [略]

エ 別表第2第1号事業費単位数表3(1)注1ただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。

(13) [略]

(14) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、

ものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資するものと認められるもの

(以下この注及び(6)において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア～オ [略]

(4) [略]

(5) [略]

注 [略]

ア [略]

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注及び(11)において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ～オ [略]

(6)・(7) [略]

(8) [略]

注 予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費~~ト~~事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、評価対象期間(予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費~~ト~~事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期間を準用した期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(9)～(11) [略]

(12) [略]

注 [略]

ア～ウ [略]

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が単位数表6通所介護注15に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所介護サービス事業所であること。

(13) [略]

(14) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間

次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(15) [略]

注1 [略]

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 単位数表6通所介護費ト介護職員等ベースアップ等支援加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

4 [略]

(1) [略]

(2) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを

(エ及びオについては、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（13）までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(15) [略]

注1 [略]

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。

4 [略]

(1) [略]

(2) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを

行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の23に相当する単位数

(3) [略]

注1 [略]

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定通所介護事業所又は、地域密着型通所介護事業所においてサービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 単位数表6通所介護費ト介護職員等ベースアップ等支援加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

5 [略]

(1) [略]

(2) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める

行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(3) [略]

注1 [略]

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定通所介護事業所又は、地域密着型通所介護事業所においてサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。

5 [略]

(1) [略]

(2) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める

基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の100分の59に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の100分の43に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の100分の23に相当する単位数

(3) [略]

注1 [略]

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定通所介護事業所又は、地域密着型通所介護事業所においてサービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 単位数表6通所介護費ト介護職員等ベースアップ等支援加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の100分の59に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の100分の43に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の100分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(3) [略]

注1 [略]

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定通所介護事業所又は、地域密着型通所介護事業所においてサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。